

についてのみ殊更請求対象の範囲を狭く解したのではなく、可能な範囲での開示に努めていたことがうかがわれる。

以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 11. 16	・ 諮問を受けた。
19. 12. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 2. 8	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 2. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 2. 15	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 2. 19	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授